

最低制限価格の設定について

この案件は、最低制限価格を設定しておりますので、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者といいたします。

最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした額(端数整理前)に対して、次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額(最低制限基本価格)に、入札立会人のくじ引きにより決定する無作為係数(0. 9950～1. 0049)を乗じた額といいたします。ただし、当該最低制限基本価格の額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に100分の85から100分の90までの範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に100分の70から100分の75までの範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額を最低制限基本価格といいたします。

また、性質その他の事由により、上記による最低制限基本価格の設定がより難いと認められる対象工事については、予定価格に70%から90%までの範囲内で管理者が定める割合を乗じて得た額を最低制限基本価格といいたします。

なお、最低制限価格は、競争入札を執行した後に公表いたします。

(最低制限基本価格の設定基準)

- ①直接工事費の額・・・設計額の97%に相当する額
- ②共通仮設費の額・・・設計額の90%に相当する額
- ③現場管理費の額・・・設計額の90%に相当する額
- ④一般管理費の額・・・設計額の55%に相当する額
- ⑤契約保証費の額・・・設計額の100%に相当する額

$$\text{○最低制限価格} = \text{最低制限基本価格} \times \text{無作為係数}$$

件名：溶融施設 灰溶融炉設備改修工事